

# いじめの防止等のための基本的な方針

白鷗大学足利中学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを防止し、早期に発見、適切な解決に導いていける学校の指導体制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要である。

そのため白鷗大学足利中学校では、生徒の尊厳を保持するため、学校、家庭、地域その他の関係者連携の下、学校総がかりでいじめの問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という）のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、以下の基本方針を定めるものである。

### いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

#### （学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1. いじめの定義

### いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

#### （いじめの定義）

第2条 この「法律」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

## 2. いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

いじめは四層構造と言われる「加害者」「被害者」「観衆」（周りではやし立てたり面白がったりする存在）「傍観者」（周辺で見て見ぬふりをして暗黙の了解を与えている存在）が関わっていることが多く、集団全体にいじめを許容しない雰囲気づくりをすることが必要である。

また、いじめ防止対策推進法第2条にある「一定の人的関係」は、学校の内外を問わないため、いじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ配慮が必要である。しかし、いじめられた生徒の立場に立っていじめにあたと判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。その場合行為を行った生徒に悪意はないので、いじめの内容をよく吟味した上で対応する必要がある。

## 3. いじめ防止等に関する対策

### 基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが重要である。そのため、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導していくことが必要である。

### (1) いじめの防止

全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことが必要である。加えて全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める必要がある。

そこで、いじめ防止の基本的な取り組みとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる授業づくりや集団づくりを行い、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことで、互いの良さを認め合える指導を行うことが必要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、軽視せずに積極的にいじめを認知することが必要である。そのため、日頃からいじめを見逃さないようアンテナを高く保つことが必要である。併せて定期的なアンケート調査や教育相談の実施、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えて、家庭と連携しながらいじめの実態把握に取り組んでいく必要がある。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭に連絡をとるとともに、事案に応じて関係機関との連携も必要である。

## 4. 本校におけるいじめ対策

### (1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に向けた取り組みを実践していく。

#### ①教師の言動・姿勢

- 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が起こりうるという危機意識を持つ。
- 生徒の悩みを親身になって受け止め、あらゆる機会を捉えて生徒が出すサインを見逃さない。
- 日常の教育活動を通して生徒・保護者との信頼関係を構築する。
- いじめを確認した際は、複数の教員で情報を共有し、迅速かつ適切な対応を行う。
- いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- 生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、言動には細心の注意を払う。

#### ②学級経営

- 生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
- 生徒一人一人の居場所づくりをする。
- 生徒が学級の一員として自覚と自信を持って役割を果たせる学級づくりをする。
- 日頃の発言や指導において、いじめの発生を許容しない学級の雰囲気づくりを行う。

### ③学習指導等

- 学ぶ意欲を高めさせる、分かる授業をこころがける。
- 生徒一人一人が参加できる授業展開をこころがける。
- 教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実を図る。
- 読書活動や体験活動等の充実を図る。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくりを行う。
- いじめ問題に生徒自らが主体的に取り組む活動を推奨する。

### (2) いじめの早期発見

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが必要である。いじめは大人の目に付きにくい状況の中で起こることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめかもしれないとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめを認知していくことが大切である。

- 担任や学年主任、副担任、養護教諭、授業担当者が十分連携し、生徒の状況について情報の共有を図る。
- 校内生徒指導連絡会や教育相談部会において、生徒の状況把握に努めるとともに、その情報を全教員で共有する。
- 定期的なアンケート調査を実施する。
- 定期的な教育相談を実施する。
- いじめに関する教員研修を行う。

### (3) いじめに対する措置

いじめと疑われる行為を発見した場合は、まずその場でその行為を止めさせる。またいじめの発見・通報を受けた場合は、真摯に受け止め、被害生徒およびその保護者の同意を得た上で、速やかに組織的に対応していく。教員が個人で判断したり、一部の教員が抱え込むことがないようにする。解決にあたっては被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで行う。

#### ①加害生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間として許されない行為であることを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、外部機関との連携を図る。

## ②被害生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」との考え方で接することがないよう留意する。生徒の自尊心を傷つせず、共感的態度で話を親身に聴く。また日頃から温かい言葉がけをし、生徒との信頼関係を築いておくことが大切である。

## ③観衆生徒（周りではやし立てる生徒）への指導

はやし立てるなどの行為は、いじめ行為と同じであることを理解させる。また被害生徒の気持ちになって考えさせ、いじめの加害生徒と同様の立場にあることを気付かせる。

## ④傍観生徒（見て見ぬふりをする生徒）への指導

傍観はいじめ行為への加担と同じであることを理解させる。また被害生徒の気持ちになって考えさせ、いじめを知らせる勇気を持つことが大切であることを指導する。

## ⑤集団（学級や学年、部活動など）への指導

「いじめは絶対に許されない行為である」との毅然とした教師の姿勢を示すとともに、様々な個性を認め合い、集団の一員としての自助・共助・公助の気持ちを醸成させ、連帯感を高める指導をする。

## (4) 校内組織

本校では、法の第22条の規定に基づき、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、以下の組織を置く。

### いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

#### （学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者によって構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## ①いじめ対策委員会

- 校長、副校長、教頭、部長、教務主任、生徒指導主事、生徒指導担当教員、教育相談担当主任、養護教諭、その他必要に応じていじめ問題の関係教員にて組織する。
- 本校の「いじめの防止等のための基本方針」に基づき、いじめの未然防止の中核としての役割を担う。
- いじめ防止等の実施計画を推進する。
- いじめ発生時には、問題解決に向けて対応策等を協議・決定する。

## ②いじめの防止等に対する関係組織

### 【生徒指導部会】

- 生徒指導主事、生徒指導担当教員で組織する。
- いじめ防止等のための計画を立案する。
- 生徒指導上の問題について現状を把握し、その解決とモラル向上を図る。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめに関わる問題等の現状を把握するとともに、いじめ問題の発生を確認した際には「いじめ対策委員会」に報告する。また「いじめ対策委員会」の協議決定を受け、解決のための実質的な業務を主導する。
- 校内生徒指導連絡会にて、いじめに関わる問題等の現状について、教職員の共通理解を図る。

### 【補導委員会】

- 校長、副校長、教頭、部長、教務主任、生徒指導主事、生徒指導担当教員、発生した生徒指導問題の関係教員にて組織する。
- 生徒指導部会で対応できない生徒指導上の問題に対し、その解決・対応策等について協議・決定する。解決にあたっては、保護者及び必要に応じて関係機関と連携協力して行う。
- いじめへと繋がる生徒のモラル低下を防ぐとともに、学校の秩序向上を図る。

### 【教育相談部会（ECC）】

- 管理職、生徒指導主事、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーにて組織する。
- 生徒に関する定期的な情報交換を行い、生徒が示す変化や危険信号の早期発見に努める。
- いじめ問題の被害者及び加害者に対し、適切な精神的ケアを主導する。
- 生徒・保護者が相談しやすい環境を整備する。

### 【校内生徒指導連絡会】

定期的に（各学期1～2回）いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

## 5. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は事実を真摯に受け止め、いじめに対する措置の他に、以下の対応を行う。

- (1) 法人理事会へ報告する。
- (2) 栃木県の監督部署である栃木県経営管理部文書学事課を通じて知事に報告する。
- (3) 外部関係機関との連携が必要と判断した場合は、関係機関の指導・助言を受けて、専門的な知識を有する関係者を含めた拡大いじめ対策委員会を組織するとともに、今後の対応や調査についても指導・助言を受ける。
- (4) いじめの内容によっては、外部機関との連携を図る。

\*ここでいう重大事態とは、いじめにより

- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・相当期間（年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合を含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- などのケースを想定する。

## 6. その他

- (1) 学校基本方針について、計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA（PLAN、DO、CHECK、ACTION）サイクルで検証を行う。
- (2) 学校基本方針について生徒・保護者に情報を発信し、意識啓発に努める。